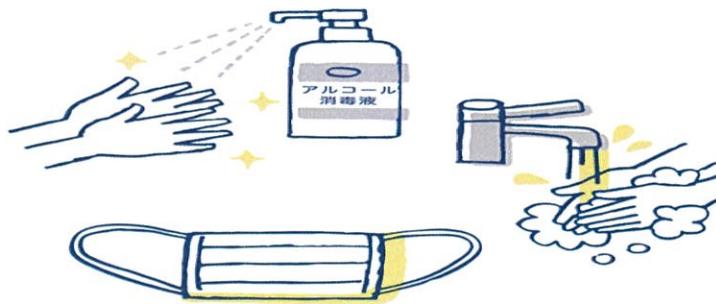
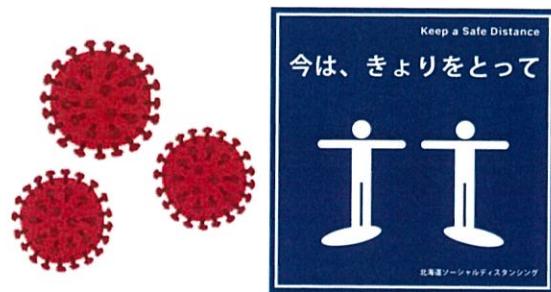


別 冊

礼文町避難所運営マニュアル

(新型コロナウィルス感染症対策編)



令和 2年 7月
礼 文 町

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症の発生・流行を受け、避難所内の感染症対策を強化するため、『礼文町避難所運営マニュアル』の内容の補完を目的に作成したものです。

可能な限り避難所内で「感染者を発生させない」、「感染を拡大させない」ことを目的に、避難所運営を行う上での注意点等について記載していますので、あらゆる感染症の流行が懸念される時期に避難所の開設・運営が必要になった場合は、『礼文町避難所運営マニュアル』に加え、本マニュアルも活用してください。

新型コロナウイルス感染症流行時の避難所運営

(はじめに)

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間にて近距離で多くの人と会話する等の環境下では、咳などの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。罹患しても多くは軽症で経過し治癒しますが、高齢者や基礎疾患有する者では重症化するリスクが高く、現状ではワクチンが存在せず、対症療法が中心です。

今後、自然災害の発生などにより避難所の開設が必要な場合は常に想定され、避難者はもとより、避難所運営に携わる方からも感染者を出さないようにするために、『礼文町避難所運営マニュアル「新型コロナウイルス感染症対策編」』を参考とし、避難所運営における感染症対策をまとめました。

なお、本町は、災害に応じて避難所を順次開設することとしていますが、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、発生者数により、移住体験住宅を占用施設としたり、学校、地区防災避難所等において専用スペースを確保し、避難所内等において 3 密（密閉、密集、密接）を回避する意識を常に心がけて、避難所を運営します。

(避難所運営に携わる方へのお願い)

避難所開設時に新型コロナウイルス感染症が流行している場合、自治会と町の派遣職員が連携し、安全な避難所運営を行うため、以下のことに留意してください。

①可能な限り、感染症予防対策は自前で行う

⇒避難所にマスク等を配分（備蓄）しますが、普段から衛生用品（マスク、消毒液等）の個人備蓄に努め、避難所に多めに持つていけるよう心がけてください。

②体調が悪い場合には、すぐに申し出る

⇒避難所を運営する立場であるが、体調が悪い場合は早めに申し出ることが重要です。自らが感染源にならないよう、躊躇なく申し出て、必要な処置（専用スペースへの移動、代替者の配置、災害対策本部（町）への連絡等）を行ってください。

目 次

第1章 避難への事前対策の周知・啓発

- (1) 避難所以外への避難の検討
- (2) 衛生用品等の確認
- (3) 体調不良の時の行動

第2章 避難所開設時の対策

- (1) 「事前受付」の設置
- (2) 十分な間隔を確保した居住スペースのレイアウト
- (3) 発熱や体調不良など感染の疑いのある方の専用スペースの確保

第3章 避難所運営時の対策

- (1) 一人ひとりの基本的感染対策
- (2) こまめな清掃・消毒・換気の実施
- (3) 体調不良者の早期発見
- (4) 物資等の配布について
- (5) 資機材の積極的な活用

第4章 感染の疑いのある人（感染者を含む。）を確認した際の行動

- (1) 専用スペースへの移動
- (2) 専用スペースへ移動後の対応

第5章 環境維持

第6章 自宅療養者への対応

第1章 避難への事前対策の周知・啓発

※資料①「事前準備啓発用チラシ」

以下の点を避難への事前対策として地域住民への周知・啓発に取り組むこと。

(1) 避難所以外への避難の検討

災害が発生、またそのリスクが高まった場合、危険な場所にいる人は避難することが原則です。避難とは、「難」を「避ける」ことであり、自宅等で安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで避難所に行く必要はありません。新型コロナウイルスなど感染症の感染リスクを抑えるためには、避難所での「密閉空間」「密集場所」「密接場面」のいわゆる「3密」状態を避けることが大切であり、本町では、避難所での3密を避けるため『分散避難』をお願いします。

『分散避難』とは、町が指定した避難所だけではなく、近くで安全に避難できる場所があれば自主的に避難していただくことや、安全が確保される親戚・知人宅、また車中避難など、指定避難所に集中せず、避難先を分散させる方法です。

『分散避難』のほか、『在宅避難』の可否（自宅に留まつたままでも安全かどうか）を事前に検討し、身の安全の確保が可能な場合は、可能な限り指定避難所以外への避難をお願いします。

※一方で感染を恐れるあまり、避難を躊躇してはいけません。

(2) 衛生用品等の確認

避難時の各自の持参品として、感染症予防に関する備蓄品（マスク、消毒液、石鹼、体温計等）を追加し、準備しておいてください。

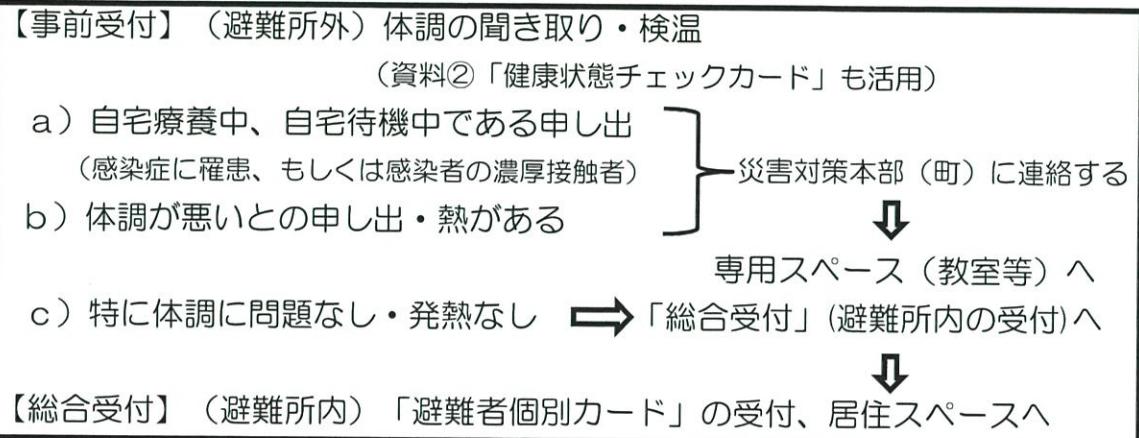
(3) 体調不良の時の行動

体調不良の人は、避難所への避難を控え、診療所や保健所等への連絡を行い指示を受けてください。

第2章 避難所開設時の対策

(1) 「事前受付」の設置

避難所内の受付の前に感染の疑いのある方を早期に発見するため、避難所入り口の外に「事前受付」を設置し、避難者に対し体調の聞き取りや検温を迅速に行います。



※受付担当者は、不特定多数の人と接触することが想定されるため、必ずマスク、手袋等を着用し、こまめに手洗い・うがい・消毒を実施する。

※屋外に受付を設置するため、雨天時に備え、テント等を活用する。

※受付時の人との間隔（2m）の確保を促すため位置等を明示する。

※受付の位置は、天候の影響・動線等を考慮し事前に検討する。

※避難者数の状況などにより、受付の増減を検討する。

※資料③「事前受付のレイアウト例」

(2) 十分な間隔を確保した居住スペースのレイアウト

避難者同士の密集を防ぐには、十分な間隔をとった居住スペースのレイアウトが必要となるため、事前に検討しておく。

感染した際に重症化しやすい高齢者や基礎疾患を持った方等（要配慮者の方）は、積極的に教室等の居住スペースに分散するなど、可能な限り感染リスクの低減に心がける。また、車中避難者が増加すると思われるため、駐車スペース（学校のグラウンド等）の確保、誘導等についても検討する。

※資料④「避難所内のレイアウト例」

(3) 発熱や体調不良など感染の疑いのある方の専用スペースの確保

上記の要配慮者用居住スペースとは別に、万が一発熱や体調不良など感染の疑いがある方が発生した場合に備え、専用スペース（男女別、動線を限定）を学校においては複数の教室等に確保する。

第3章 避難所運営時の対策

※資料⑤「避難所掲示用案内文」

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

人との間隔は2mほど空け、マスクを着用し、近距離・大声での会話は避けるとともに、せきエチケットにも注意する。手洗いは入念に行い、手指消毒剤も使用する。

(2) こまめな清掃・消毒・換気の実施

避難所内の各所に手指消毒剤を設置するとともに、避難所内の環境を清潔に保つため、毎日定期的に清掃を行うよう避難者に指導する。また、多くの人が触れる場所（ドアノブ、手すり等）については、定期的に消毒を実施する。

居住スペースが密閉された空間とならないよう、こまめに換気を行う。

(3) 体調不良者の早期発見

避難者全員に毎日検温を義務付け、体調不良者の早期発見に心がける。

場合によっては、症状が顕在化しづらいといった特徴があり、感染者の早期発見には避難者自身の申告が必要不可欠となるため、掲示板・館内放送等を活用し、身体に異常が出た場合は速やかに申し出てもらうよう、運営組織から呼びかける。

また、運営組織内で体調不良者が出了場合も、無理をせず早めに申告するよう心がける。

(4) 物資等の配布について

物資等の配布を行う際は、机に置いて受け取ってもらうなど、できる限り手渡しを避けて行う。

特に食料を配布する場合は、配布前に手指消毒し、マスク・手袋・エプロン等を着用する。

受け取り時の混雑を防ぐため、グループごとに代表者に順番で配布するなど工夫し、並ぶ際には前の人と適切な距離（約2m）を取るよう指導する。その際、人との間隔の確保を促すための位置等を明示する。

※資料⑥「物品支給のレイアウト例」

(5) 資機材の積極的な活用

避難者の密集、密接を防ぐため、防災資機材を積極的に活用する。

- 例)
 - ・避難所内のトイレに集中するのを防ぐため、簡易トイレを使用する。
 - ・ひなんルーム、間仕切りを積極的に活用する。
 - ・ロープやテープを使用し、居住スペースの区割りや立ち入り禁止場所の設定を行う。

第4章 感染の疑いのある人(感染者を含む)を確認した際の対応

避難所において感染者が発生した場合、集団感染が起きる恐れがあります。

避難所内での感染拡大を防ぐため、感染の疑いのある人を確認した場合は、以下のとおり速やかに対応します。

(1) 専用スペースへの移動

一般の居住スペースとは別に、感染の疑いのある人の専用スペースを学校の教室等にあらかじめ用意し、本人及びその家族（濃厚接触者である可能性が高いため）を移動させる。

【事前受付で確認した場合】（体調不良の申し出や発熱がある方）

- ① 本人及びその家族は、絶対に居住スペース内に入れさせない。
- ② 専用スペースに滞在してもらうことを説明し、誘導する。
- ③ 災害対策本部（町）に報告する。（電話、IP告知、衛星携帯電話等を使用）
- ④ 災害対策本部（町）の指示により対応する。

【避難所内で確認した場合】

- ① 速やかに本人及びその家族を専用スペースに誘導する。
- ② 災害対策本部（町）に報告する。（電話、IP告知、衛星携帯電話等を使用）
- ③ 災害対策本部（町）により対応する。

※避難所内の他の避難者へのアナウンス、消毒方法の決定について要協議

(2) 専用スペースへ移動後の対応

感染の疑いのある人を確認したとの報告を受けた場合、次のことを行います。

【災害対策本部（町）】

- ① 医療機関の受診及び搬送方法
- ② 避難所内の消毒作業の実施方法及び範囲
- ③ 避難所内の他の避難者への対応等について、災害対策本部保健対策部・医療対策部と速やかに協議し、方針を決定する。

【避難所】

- ① 本人及びその家族に対し、医療機関へ搬送できるまで専用スペースで待機するよう指示する。
- ② 避難所内の消毒作業の実施に備え、消毒液、ペーパータオル、マスクや手袋等を準備する。
- ③ 他の避難者の不要な行動を制限し、できる限りその場に留まってもらう。
- ④ 避難所内の混乱を防ぐため、正確な情報を発表する。
- ⑤ 災害対策本部（町）からの指示を待つ。
- ⑥ 医療機関を受診し、検査の結果陰性であった場合は、体調回復まで専用スペースで過ごしてもらい、経過観察を行う。

第5章 環境維持

- (1) 常に清潔を意識させるため、トイレの使い方や手指消毒の実施等について、それぞれの場所に啓発掲示を行う。
- (2) 避難所の共用物品やドアノブ、手すり等人の触れる場所は、定期的に消毒し、実施時刻を記録する。
- (3) 食事を用意する場所、おむつ交換を行う場所、便や血液等で汚れた場所は、その都度消毒する。
- (4) 避難所で使用しているすべての部屋について、可能な限り換気を行い、30分に1回以上、数分間、窓を全開し換気を行う。夜間も状況に応じて可能な限り行う。
- (5) 避難が複数日に亘る場合は、毎朝全員の検温を行い、資料⑦「健康チェック表（日常用）」に記載する。
- (6) 避難所を訪れる支援者等の入場については、難所担当職員の指示を受ける。
- (7) 保健師等が避難所の環境を確認する。その際、避難所周辺の車中避難者についても留意する。

第6章 自宅療養者の対応

新型コロナウイルス感染症の軽症者や濃厚接触者等が自宅療養を行っている場合は、災害対策本部保健対策部・医療対策部、保健所等と十分に連携のうえで、適切な対応を行います。

資料

資料① 事前準備啓発用チラシ

資料② 健康状態チェックカード

資料③ 事前受付のレイアウト例

資料④ 避難所内のレイアウト例

資料⑤ 避難所掲示用案内文

(感染症対策への協力依頼、事前受付・総合受付案内)

資料⑥ 物品支給のレイアウト例

資料⑦ 健康チェック表（日常用）

礼文町からのお知らせ

避難所における新型コロナウィルス感染症対策

避難の前にまず「準備」

避難所には、多くの避難者が集まり、
感染症の発症リスクが高まります。

自分の身は自分で守る、
自助の「準備」が大切です。

次の「準備」をしましよう

- ① 親せきや友人宅など 避難所以外への避難の検討
- ② マスク、消毒液（石鹼）、体温計、スリッパなどの用意

※自宅が安全な場合は在宅避難

安全な場所にいる方は、避難所に行く必要はありません。最低3日分の食料品・飲料水やランタン、乾電池など家庭の備蓄品を見直しておきましょう

令和 年 月 日 礼文町

健康状態チェックカード

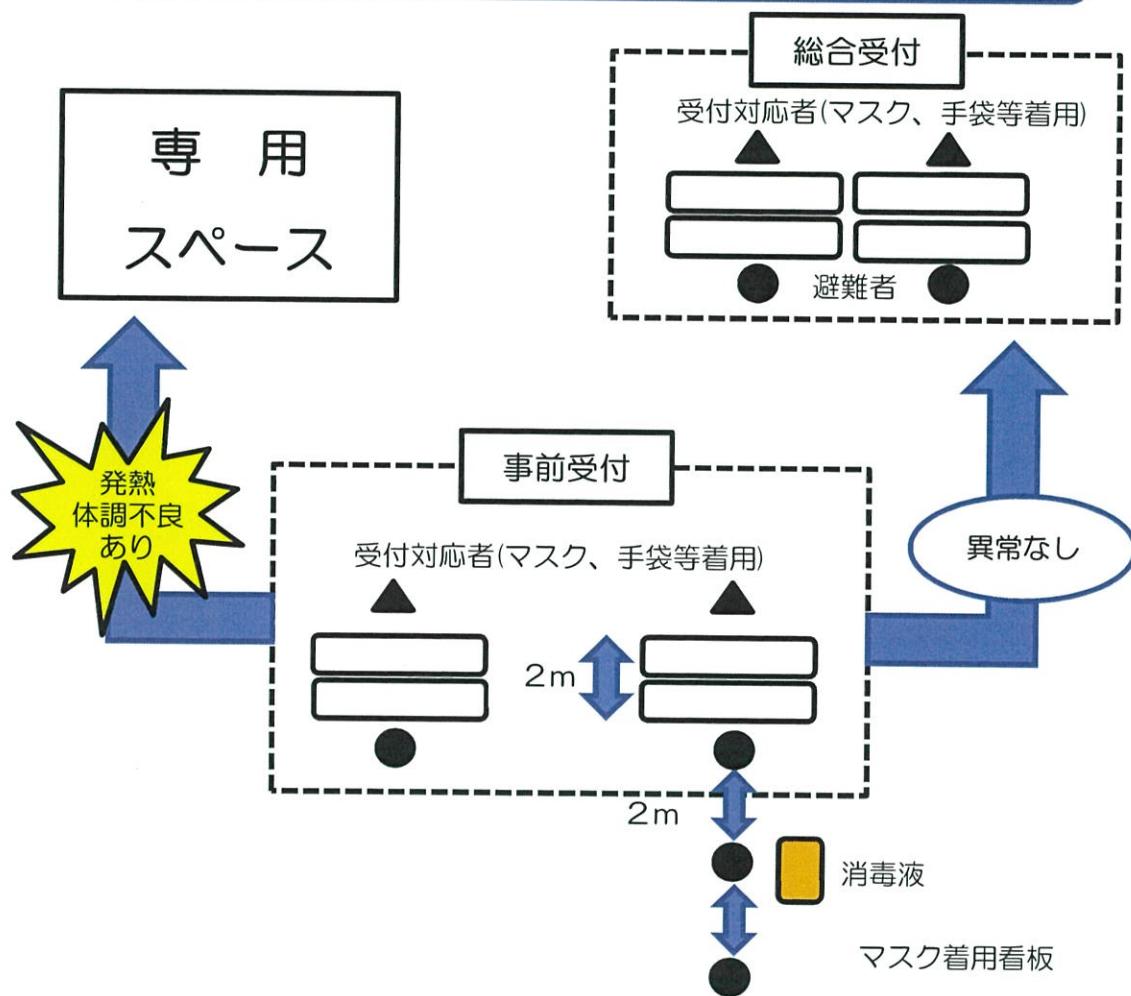
当日の体調を記入し、事前受付で渡してください。

氏名

◆体調について

・発熱はありますか	はい・いいえ
・息苦しさがありますか	はい・いいえ
・味や匂いを感じられない状態ですか	はい・いいえ
・咳やたんがありますか	はい・いいえ
・全身倦怠感がありますか	はい・いいえ
・嘔吐や吐き気がありますか	はい・いいえ
・下痢が続いているますか	はい・いいえ

事前受付のレイアウト例



事前受付で行うこと

【発熱や体調の確認（問診、健康状態チェックカードの活用）】

- 体温計による体温の確認
- 息苦しさがあるか
- 味覚・嗅覚障害があるか（味や匂いを感じられない）
- 咳やたんがひどくなっているか
- 全身倦怠感があるか（起きているのがつらくないか）
- 嘔吐や吐き気が続いているか
- 下痢が続いているか（1日3回以上の下痢）

【発熱や体調不良がない場合】

- 総合受付の場所を示し誘導

【発熱や体調不良がある場合】

- 専用スペースの場所を示し誘導
- 災害対策本部と連携し、速やかに医療機関へ

マスク着用

うけつけ
感染症
消毒
手指を消毒してから並んでください。

なら
てゆび しおうどく
手指を 消毒してから並んでください。

マスク着用

マスク着用
ソウコウ
避難者個別カードに記入してください。

ひなんしゃこべつ
きにゅう
避難者個別カードに記入してください。

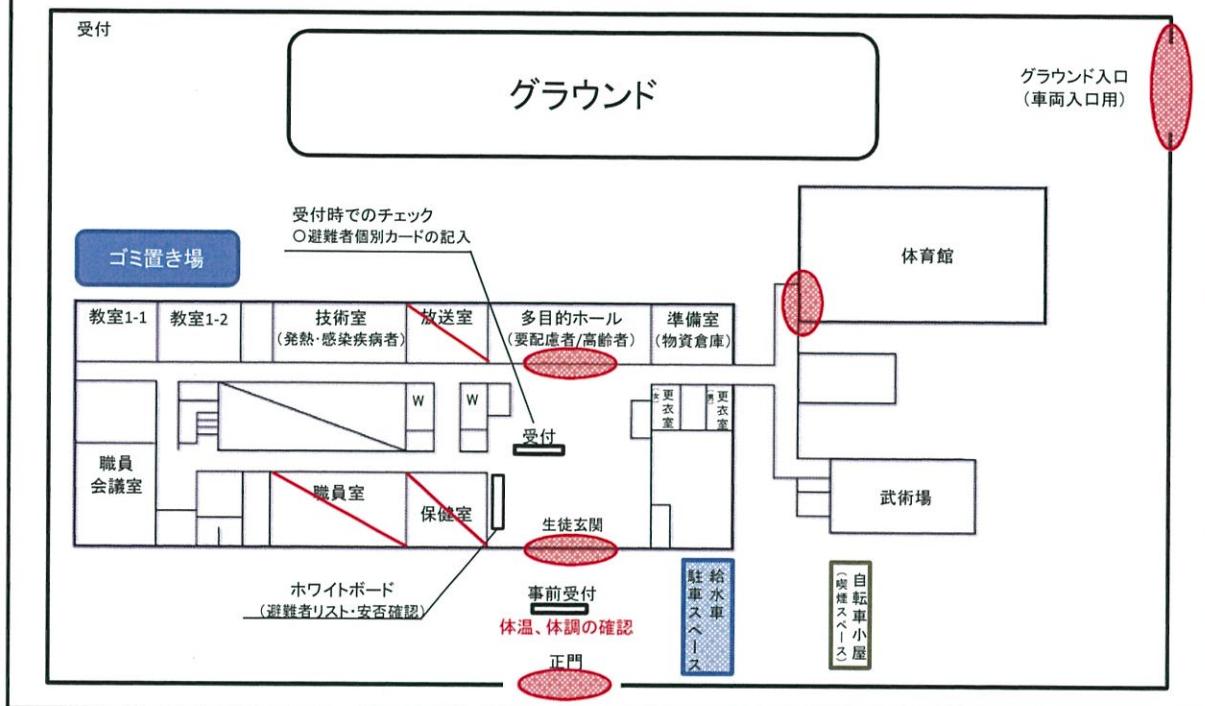
避難所内のレイアウト例

[例] ●●中学校

■ 導線:通路としてあらかじめ確保 □ 立入禁止、危険箇所、使用除外 ○ 開錠箇所

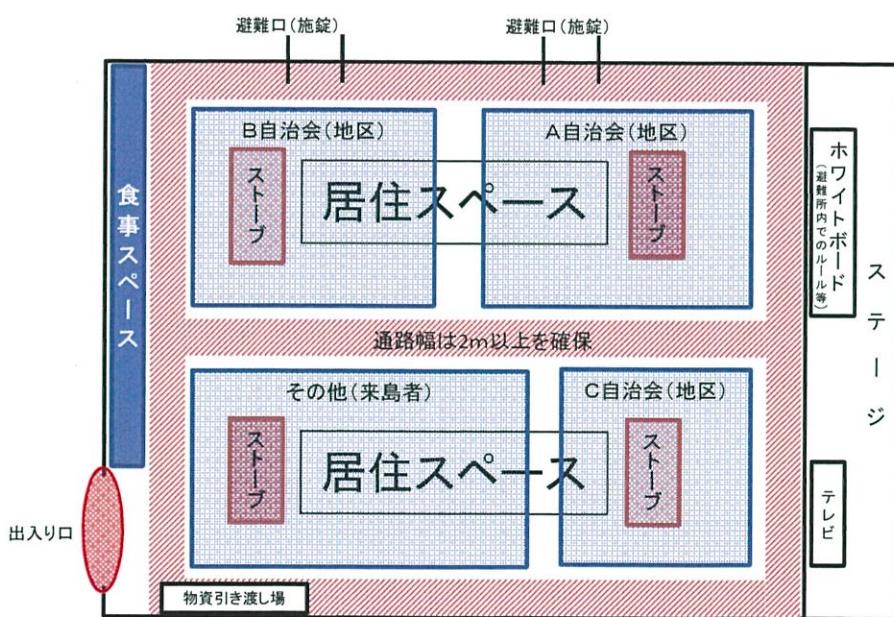
< 1 F >

※事前受付で、体温・体調の確認をし、発熱や体調不良を訴える人がいる場合は、できるだけ動線を分け、発熱・感染症病者専用スペースへ移動してもらう。



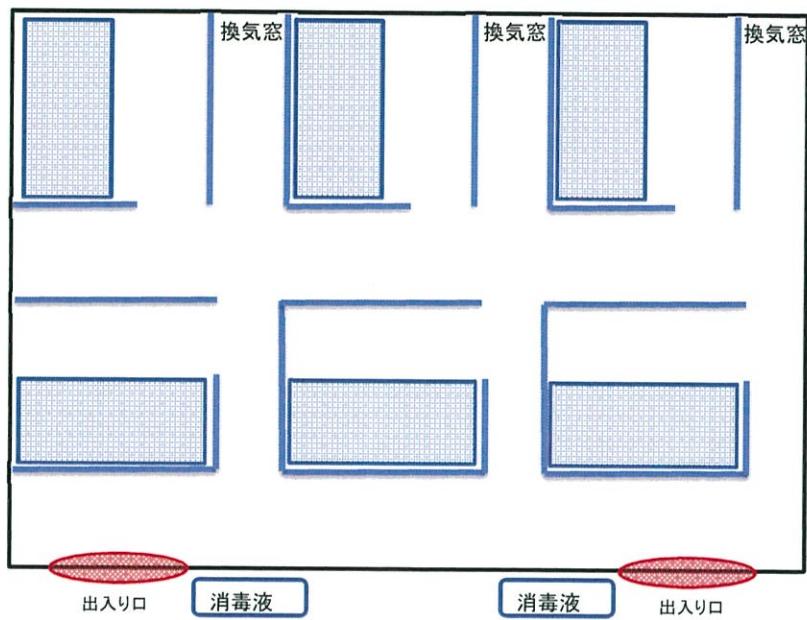
< 体 育 館 >

※人ととの間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
※適宜、看護師や保健師による巡回を実施し、避難者の健康状態を確認する。

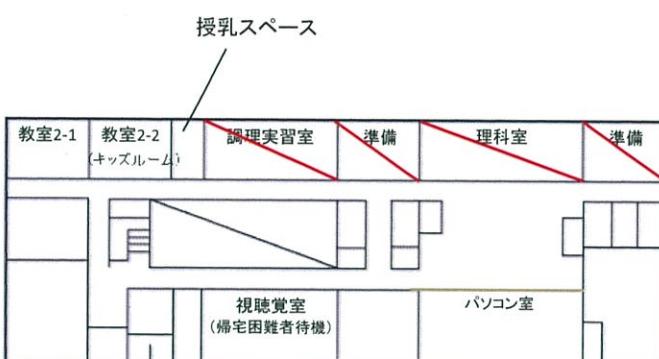


< 技術室(発熱・感染症病者専用) >

※可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。
やむを得ず同室にする場合は、飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティション等で区切る等工夫する。



< 2 F >



新型コロナウィルス

感染症対策

へのご協力を
お願いします！

ほかの人にうつさないため

- ・隣の人とは、2メートル以上離れて過ごしましょう
- ・常にマスクを着用しましょう
- ・ドアノブ等の共有部分に触れた後は、手洗い、消毒を徹底しましょう
- ・毎日、体温・体調チェックをしましょう
 - 朝、昼、晩3回実施
 - 発熱や体調が良くないときは、避難所運営組織へ報告してください
- ・食事は家族以外と一緒にとらないようにしましょう

避難所運営上の協力のお願い

- ・定期的に換気しましょう
 - 30分に1回以上、数分間、窓を全開
- ・ドアノブ等の共有部分の消毒、トイレの清掃は毎日こまめに実施しましょう
 - 共有部分は、薄めた家庭用塩素系漂白剤で拭いた後に水拭き
- ・物品や食事の提供時は、手渡しを避けましょう

礼文町

・食器や手すり、ドアの取っ手など身近なものは消毒を

身近なものの消毒には、熱水や塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)が有効です。



食器や箸などは、80℃の熱水に
10分間さらすと消毒ができます



濃度 0.05% に薄めた上で、拭く
と消毒ができます

【次亜塩素酸ナトリウム消毒液の作り方】

5%の家庭用の塩素系漂白剤を使用の場合

【0.05%】原液 20mL (ペットボトルのキャップ4杯分) を 2L のペットボトルに入れ、水をボトルいっぱいに入れてよく混ぜる

【0.1%】原液 10mL (ペットボトルのキャップ2杯分) を 500mL のペットボトルに入れ、水をボトルいっぱいに入れてよく混ぜる

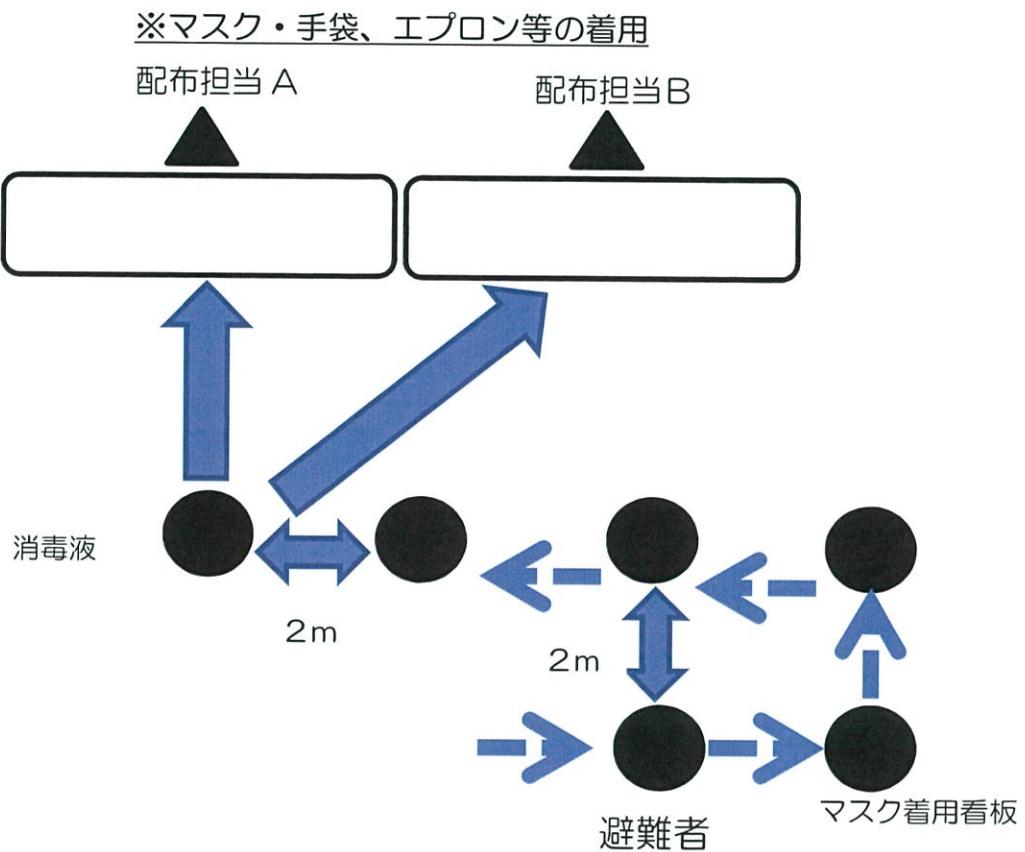
消毒液	対象	方法
次亜塩素酸ナトリウム消毒液	0.05%	ドアの取っ手 階段の手すり 電気のスイッチ テーブル、いすなど 消毒液を十分に浸したペーパータオルなどで満遍なく拭いた後、水拭きするかアルコールで拭く
	0.1%	トイレ、洗面所 通常の家庭用洗剤を使用し洗い流した後、消毒液を使用する

※冷暗所に保存し、当日中に使用すること

※次亜塩素酸ナトリウム消毒液を作成する際、手荒れするので、手袋を着用してください。

資料⑥

物品支給のレイアウト例



配布担当が行うこと

- 手渡しを避けて配給（机に置き、受け取ってもらう等の工夫）
- 配給前後に机などの消毒
- マスク、手袋、エプロン等の着用
- エリア毎に案内を行うなど工夫し、密集することを緩和

資料⑦

健康チェック表（日常用）

毎日体温を測り、体調を記録しましょう。